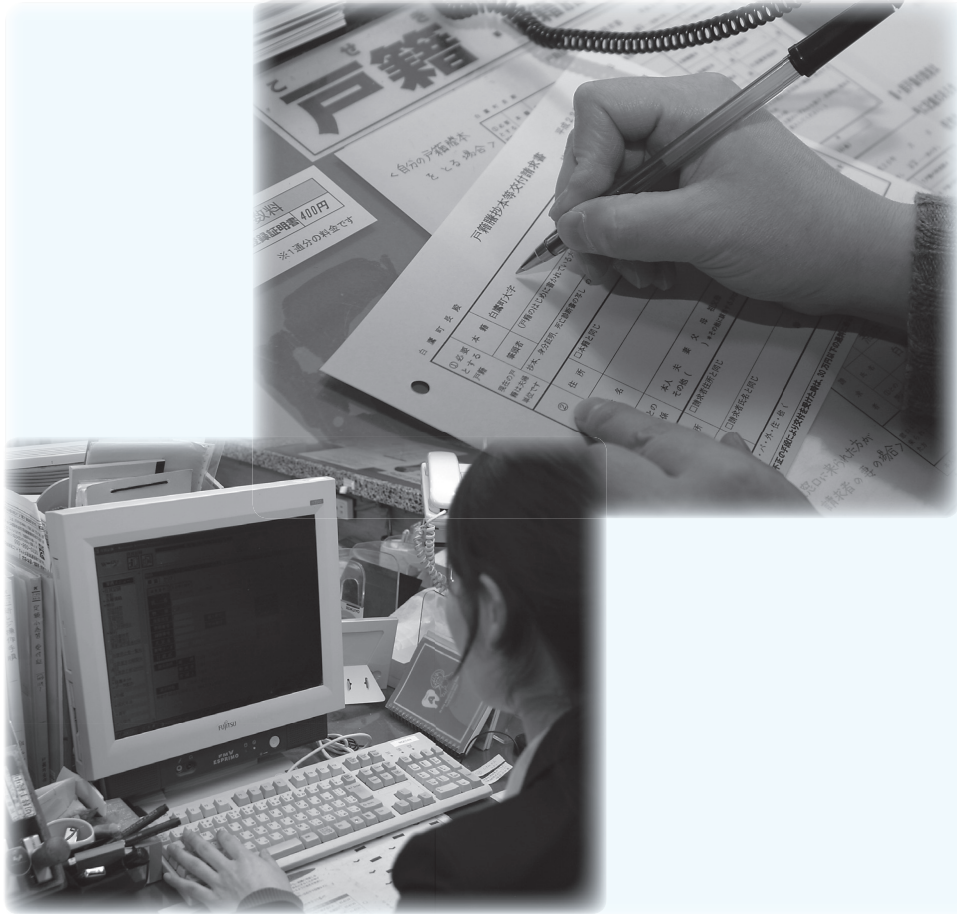


見やすく より便利に

戸籍の電算化が始まります



町では、戸籍謄(抄)本をわかりやすく、そして速やかに交付できるように、戸籍事務を電算化(コンピュータ処理)し、証明書を6月28日(月)から発行できるよう準備を進めています。その内容をお知らせいたします。

なお、戸籍の届出や戸籍謄(抄)本の交付申請手続きは、戸籍が電算化されても変更はありません。また、手数料も変更はありません。

電算化の対象となる人は?

白鷹町に本籍のあるかたです。白鷹町に住民登録をしていても、本籍が町外にある人は、対象なりません。

電算化すると?(変更点)

①B4版縦書きからA4版横書きになります

②地番表示が変わります
 …本籍、筆頭者、氏名、生年月日、父母の氏名、続柄、出生事項、婚姻事項など項目ごと横書きになります。

③短時間で発行できます
 …手作業からコンピュータ処理になるため、待ち時間が少なくなります。特に、相続に必要な戸籍(除籍)などの発行は、大幅に短縮されます。

④文字を常用漢字に置き換えます
 …電算化された戸籍に使われる文字は、「常用漢字」「人名漢字」「漢和辞典に載っている文字」になります。これまでの戸籍は、手書きのため、書き癖や略字、誤字などが使われている場合があります。これらを常用漢字などに置き換えます。該当するかたには、5月末に郵送などでお知らせします。

【地番表示の例】

大字荒砥甲百拾壹番地の式

↓

大字荒砥甲111番地2

【置き換えられる文字の例】

藏	藏	→	藏
藤	藤	→	藤
邊	邊	→	邊